

令和 6 年度 「ふれあい地域懇談会」 報告書

< 西鎌倉地域 >

日 時	令和 6 年（2024年） 7 月19日（金） 午後 2 時～ 4 時		
場 所	腰越支所 多目的室		
出 席 者	自治会・町内会代表	10名	計16名
	地域団体代表	6 名	
	鎌倉市	8 名	
内 容			
第 1 部	市長からの説明 （1）深沢のまちづくりについて （2）今後のごみ処理方針（戸別収集の実施）について （3）ケアラー支援条例の制定について （4）支所を活用した防災対策について		
第 2 部	地域からの議題に関する懇談 （1）以前のように西鎌倉駅ホームに歩道橋から直接アクセス出来るようにしてもらいたい （2）コミュニティバスの継続と乗合タクシー活用を検討してもらいたい （3）①ガスト裏道路壁面への対応（昨年に引き続き）②自治会内の空家問題への対応（昨年に引き続き）③オムニバスタウン構想に沿った江ノ電バス運行継続の要望 （4）住宅地内道路の安全について （5）カーブミラーの設置について （6）2 行政区にまたがる情報の整理		

出席者名簿（敬称略）

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	西鎌倉地区町内・自治会連合会	芹澤 幸彦	会長
2	新鎌倉山自治会	向山 繁	会長
3	御所ヶ丘自治会	里吉 弘治	会長
4	南鎌倉自治会	河原 如子	副会長
5	手広町内会	内海 直和	会長
6	谷際自治会	木下 雅幸	会長
7	西鎌倉住宅地自治会	小西 正	会長
8	西鎌倉山自治会	岩尾 伸也	会長
9	手広片岡町内会	笠嶋 輝雅	会長
10	鎌倉山町内会	石井 富美子	会長

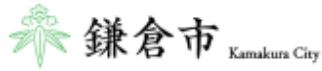
【その他の団体等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	西鎌倉地区社会福祉協議会	千代 美和子	会長
2	鎌倉市青少年指導員連絡協議会	石塚 郷彦	腰越地区長
3	鎌倉地区保護司会	前川 昌子	理事
4	みらいふる鎌倉（親寿会）	池田 隆明	会長
5	鎌倉市社会福祉協議会	根岸 美幸	生活支援コーディネーター 腰越地区担当
6	西鎌みんなの家の会	大迫 百合子	代表

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	市民防災部長	永野 英樹	
3	総務部長	藤林 聖治	
4	健康福祉部次長	矢部 哲也	
5	まちづくり計画部長	服部 基己	
6	都市景観部長	古賀 久貴	
7	都市整備部長	森 明彦	
8	腰越支所長	吉田 水香	

第 1 部 市長からの説明 【共通】



令和 6 年度 ふれあい地域懇談会

第 1 部 市長からの報告

鎌倉市長 松尾 崇

Ⅰ. 深沢のまちづくりについて



鎌倉市

2

市庁舎移転に向けての現状



鎌倉市

3

令和4年12月
～
令和5年度

鎌倉市役所移転に関する条例（賛成 16 反対 10 で2/3に足らず否決）
の否決以降、情報発信不足などの指摘に対応

⇒動画作成など、様々な方法で周知に取り組む

⇒説明会など（約60回・延べ約1,000名）や「てのりかまくら」
（2,194枚）の配布など、合計約70回・延べ約6,800人

新しい市役所」のイメージを具体化し、
理解度や納得感を高める必要性

令和6年2月 「基本設計」関連予算が可決
基本設計の着手へ



動画でわかる
本庁舎等整備事業

4

深沢のまちづくりの現状



鎌倉市

5

深沢のまちづくりの目的

昭和62年 深沢地区に約8.1 ha の国鉄清算事業団用地が誕生

土地区画整理事業を実施します。

第3の都市拠点

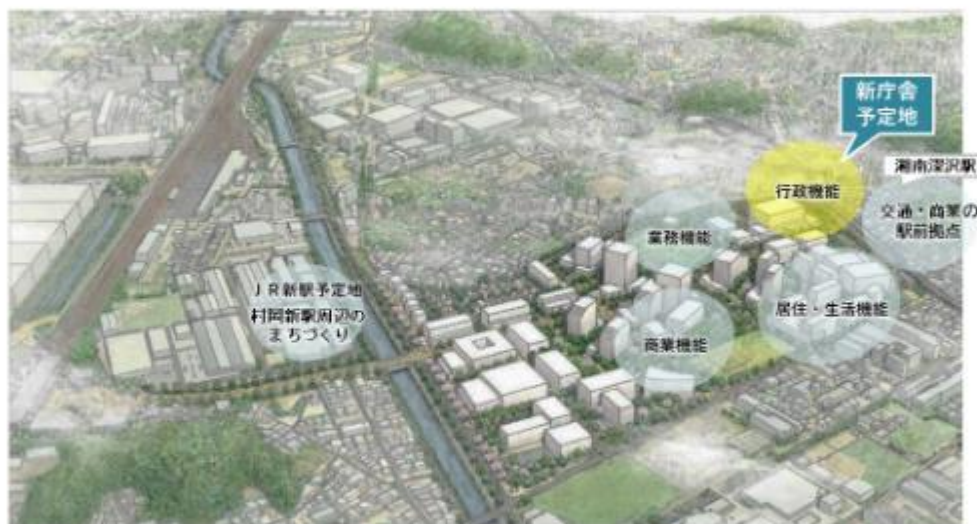
を形成することで、

- ・人口減少、少子高齢化
- ・社会インフラ、公共施設の老朽化
- ・市の財政基盤の強化

等の様々な課題に対応します。



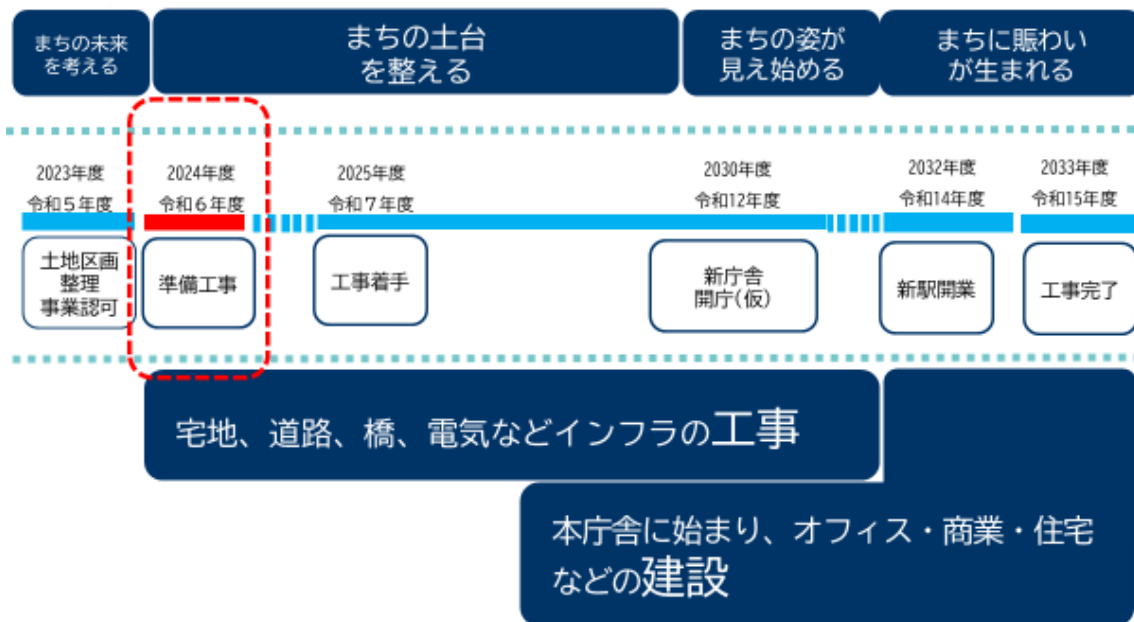
6



新庁舎は、市庁舎、地域図書館、学習センター、消防本部・消防署を複合した施設の整備を計画しています

7

深沢のまちづくりスケジュール



8

地区計画について

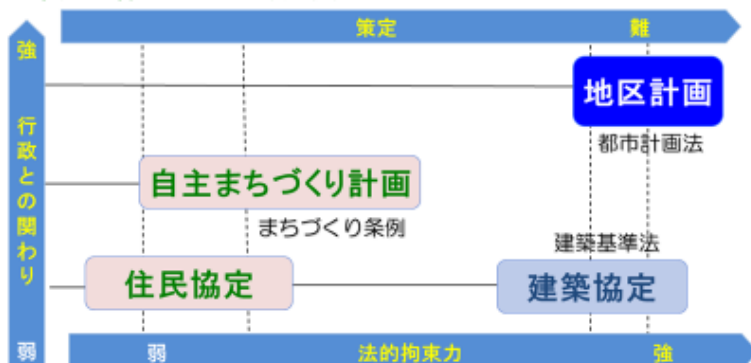


鎌倉市

9

市民主体のまちづくり(目標によって最適な方法があります)

■ 市民主体のまちづくり方法のいろいろ



都市計画法では、地区計画等の提案をするために、権利者の2/3以上の同意を必要としています。

○都市計画法に定める都市計画決定を行うことになるため、建築物の用途などに、法的な拘束力が発生します。

○土地の利用を規制することになるので、地域の皆さんが提案する際には、権利者全員の同意を目指すことが大切です。

○法令や都市マスタープランに定める施策との整合を図る必要があります。

■ 地区計画とは・・・

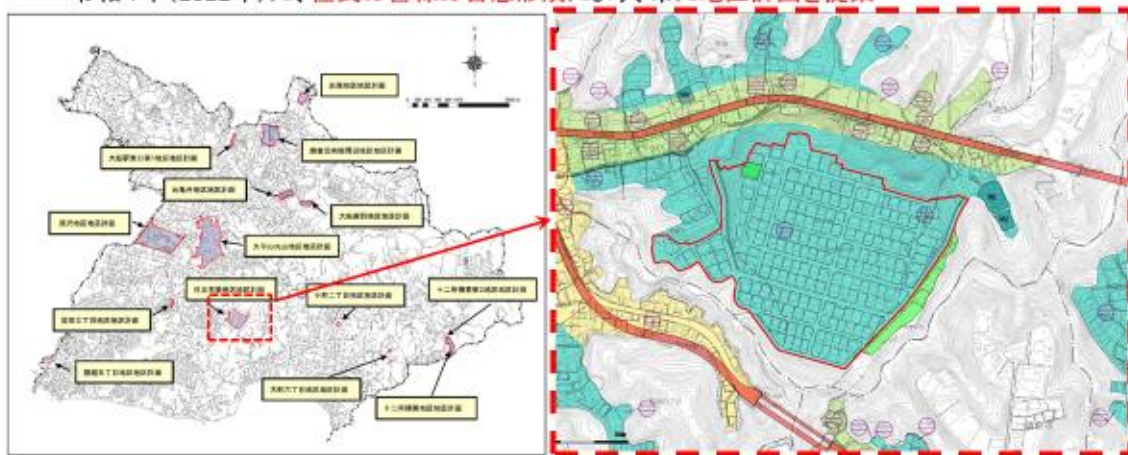
○現在定められている都市計画を前提として一定のまとまりをもった地区(例えば町内会など)において地区の実情に応じて、きめ細かく建築物の用途や高さなどの制限を定める制度

10

地区計画は市内に14地区(市民主体の地区計画策定は3地区)

○住友常盤地区地区計画(約8.5ヘクタール)／令和6年(2024年)2月都市計画決定

- ⇒ 第一種低層住居専用地域・第2種風致地区内の一体の区域
- ⇒ 昭和61年(1986年)から住民協定を締結し、住環境の保全に努めてきた
- ⇒ 平成30年(2018年)から市に相談しながら、建物の用途(届出住宅等)や最低敷地面積(200㎡以上)の制限を検討してきた
- ⇒ 令和4年(2022年)に、住民の皆様の合意形成により、市に地区計画を提案



11

2. 今後のごみ処理方針について

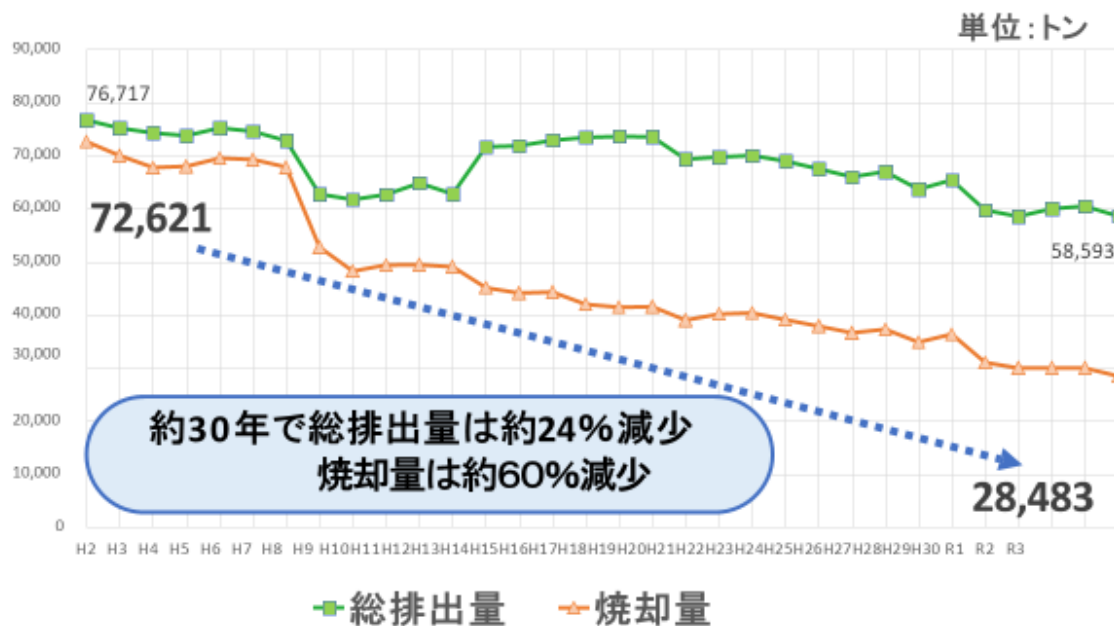


鎌倉市

12

Kamakura City 鎌倉市

ごみの発生量と焼却量の推移



13

今後のごみ処理方針

令和3年(2021年)6月 第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画改定

- 新焼却施設を建設せず、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざして、ごみの減量・資源化を実施。
- 家庭系燃やすごみの約半分を占める生ごみや紙おむつの資源化、事業系ごみの資源化により令和11年度(2029年度)までに、年間3万トンある燃やすごみを1万トンまで削減をめざす。

※令和11年度(2029年度)計画値

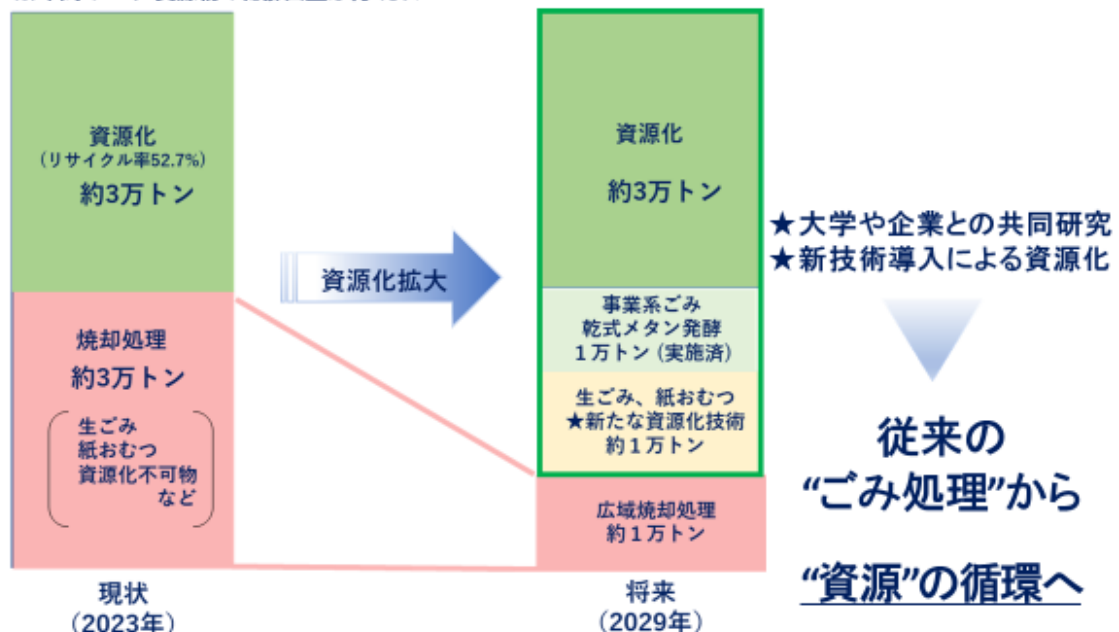
燃やすごみ合計	28,708t	削減量合計	18,853t	焼却量合計	9,855t
家庭系ごみ	18,643t	家庭系ごみ計	8,788t	家庭系ごみ	9,855t
事業系ごみ	10,065t	・生ごみ	6,371t	事業系ごみ	0t
		・紙おむつ	1,485t		
		・分別徹底	932t		
		事業系ごみ	10,065t		
		・生ごみ	2,253t		
		・紙おむつ	762t		
		・分別徹底	393t		
		・混合ごみ	6,657t		

14

Kanagawa City 鎌倉市

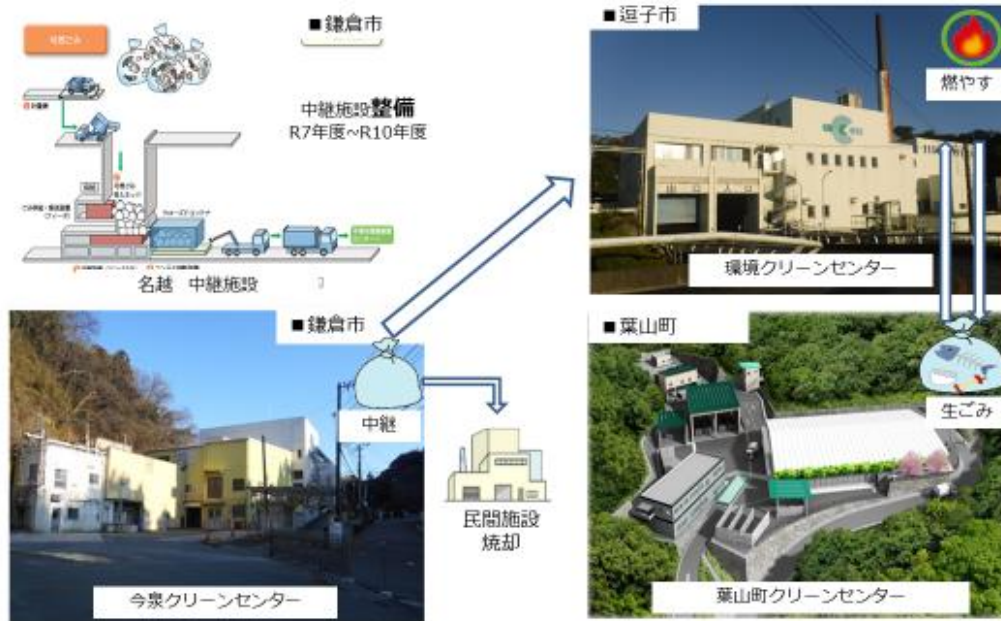
2029年までに焼却量1/3を目指す

※年間のごみ・資源物の総排出量は約6万トン



15

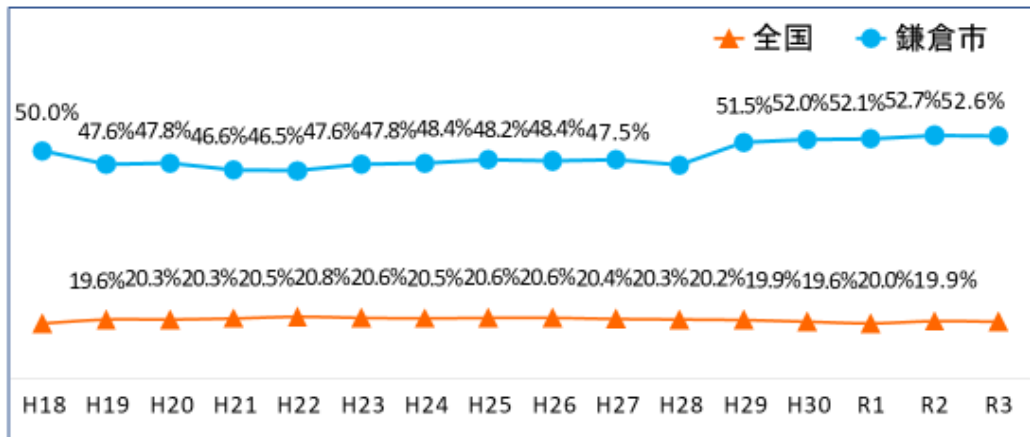
二市一町の主な施設の今後（中継施設整備中）



(写真出典：各自治体ホームページ)

16

リサイクルの推移



鎌倉市のリサイクル率
(人口10万人以上50万人未満の市)

全国2位 東京都小金井市(44.8%)
全国3位 東京都国分寺市(44.5%)

H26年度～H28年度

H29年度

H30年度～令和3年度

全国3位

全国2位

全国1位

17

リサイクル率

鎌倉市 人口172,428人 リサイクル率56.7%

逗子市 人口 59,609人 リサイクル率45.9%

葉山町 人口 31,431人 リサイクル率49.6%

神奈川県平均 リサイクル率24.4%

1位：鎌倉市 2位：葉山町 3位：逗子市



出典：令和4年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

18

戸別収集について



鎌倉市

19

戸別収集の実施について 必要性と意義

クリーンステーション収集に伴う様々な負担軽減

- ・高齢者や子育て世帯、多様なライフスタイルのもとで生活する市民のごみ出し労力を軽減
- ・クリーンステーションの維持管理にあたって生じる負担軽減

ごみの減量

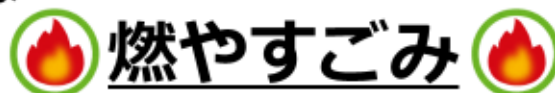
- ・個々の世帯が分別を意識して自宅前にごみや資源物を排出することで更なる減量、資源化に繋がる

今後、益々高齢化やライフスタイルの多様化が進展した場合にも、安定かつ継続的なごみや資源物の排出と収集を確保しなければならない

20

具体的な進め方

対象品目は



燃やすごみ



から開始します

令和7年4月に1万世帯から開始し、
令和8年4月から全市に展開します



21

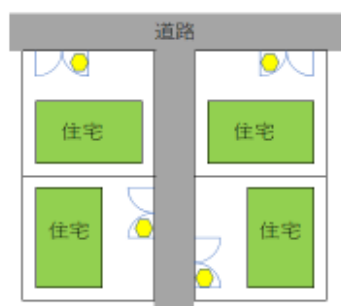
戸別収集開始時までには準備していただくこと

ごみを出す際に使用する動物対策用として蓋つきのごみ箱、衣装ケースなどをご用意ください。



出し方の例は次のとおり⇒

ご自宅の敷地内で道路に面した排出場所を確保してください。



22

出し方の例



衣装ケース



バケツ



フック



編みかご



ネット

23

3. ケアラー支援条例の制定 について



鎌倉市

24

Kamakura City 鎌倉市

鎌倉市ケアラー支援条例

家族の介護や援助を担うケアラーが、
自分らしく生きる機会を失う可能性があること
一人で悩みを抱え心身を疲弊させ、
社会的に孤立する可能性があること

を背景に、
すべてのケアラーが安心して自分らしく暮らすことの
できる共生社会の実現を目指して施行（R6.4.1）

ヤングケアラーへの配慮

- 本来大人が担うと想定されている家族へのケアの責任や重い負担で、こどもの権利や利益が損なわれたり、心身の健やかな成長・発達、適切な教育の機会の確保に支障がでないよう特に配慮する。

若者ケアラーへの配慮

- 年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担で、若者の学習の継続や職業選択の機会の確保に支障が出ないよう、また、適切な自立が図られるよう特に配慮する。

ケアラーへの切れ目のない支援の必要性

- ケアラー支援は、年齢を理由に支援が途切れることのないように、ライフステージの変わり目を意識して、年齢を問わず切れ目なく行うことが必要。

ケアラーへの包括的な支援の必要性

- ケアラーへの支援施策を充実させたとしても、ケア対象者への支援が不足しては一人ひとりのケアラーにかかる負担は軽減されないため、家族一人ひとりを支援する視点を持ち、ケア対象者への取組も含む包括的な支援を行うことが必要。

26

■ ケアラー支援に向けた取組

- ①（新）リーフレット、支援ガイド、サポートリストの作成
- ②（新）ピアサポートの運営及び運営補助
- ③（新）ヤングケアラーの居場所の開設
- ④包括的支援体制の推進（福祉４分野と地域づくり分野の連携による重層的支援体制整備事業の実施）
- ⑤（新）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業によるケアラーへの伴走開始
- ⑥（新）ヤングケアラーコーディネーター・スーパーバイザーの配置
- ⑦スクールソーシャルワーカーの拡充、教育相談員の拡充
- ⑧（新）障害者支援アプリの導入
- ⑨子育て家庭に導入している家事支援・配食支援の拡充
- ⑩生活困窮者家庭への学習支援・フードバンクの取組

27

ケアラーのこと、どこに相談したら



よいか、わからない時は・・・

整理できてないけど話をきいて欲しい！！

「くらしと福祉の相談窓口」（本庁舎3番窓口）

Tel(直通) 0467-61-3864 (内線) 2503 2504



お気軽にご相談ください

- ・ ケアラー支援統括（福祉総務課 福祉政策担当）
Tel(直通) 0467-61-3436 (内線) 2653 2496 (本庁舎4番窓口)
- ・ ヤングケアラー支援（こども家庭相談課）
Tel(直通) 0467-61-3751 (内線) 2676 (本庁舎42番窓口)

28



鎌倉市

Kamakura City

4.支所を活用した防災対策 について



鎌倉市

29

これまでの災害時の対応

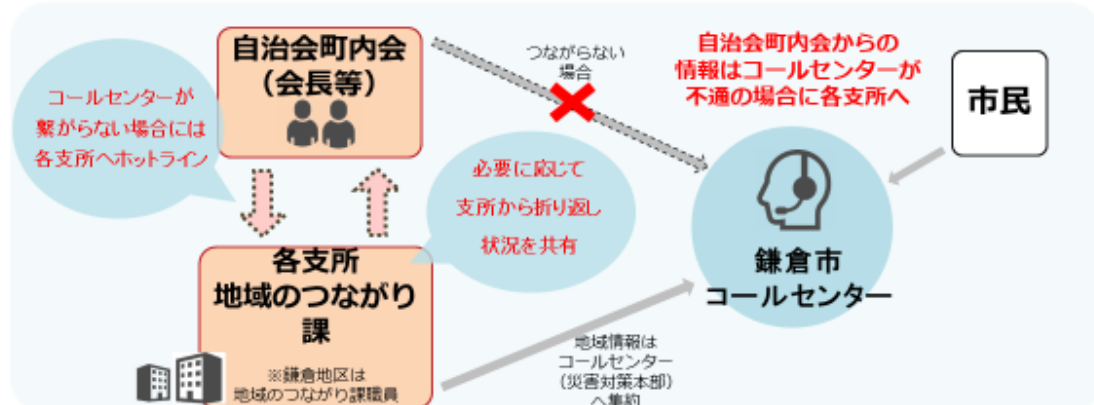


課題点

- 規模の大きい災害時には、市内の様々な情報がコールセンターに集中し、ふさがってしまうことから、自治会町内会からの重要な情報が市に伝わりにくいこともある。
- コールセンターに入った情報は、基本的に通報者への折り返しの連絡はないため、状況の確認の通報をしても、自治会町内会に対して返答ができない。

30

今後の災害時の対応



支所を活用した防災対策

- コールセンターが不通の場合には、災害時に出勤している各支所（鎌倉地域は、地域のつながり課）へ電話連絡が可能。
- 連絡を受けた支所職員及び地域のつながり課から、災害対策本部へ情報共有。
- 必要に応じて連絡を受けた自治会町内会へ、各支所及び地域のつながり課から状況を折り返し共有。

31

第1部 市長からの説明に対する意見・質疑

【西鎌倉地域】

<西鎌倉山自治会 岩尾会長>

地区計画についてお聞きしたいのですが、活用いただければとおっしゃっていたと思いますけれど、これは例えば自治会とか町内会での総意がある場合に、市に持ちかけて計画を進めるようなことになるのですか。

<鎌倉市長>

特に自治会、町内会単位でと決まっているわけではないです。3,000平米以上のエリアでなので、小さいところもありますし、太平山丸山などのように結構大きいところもあるので、3分の2以上の権利者の同意が市に申請できる要件となっており、規則基準に基づく判断の結果、採用の場合は手続が進んでいくという形になります。

<西鎌倉山自治会 岩尾会長>

ありがとうございます。今計画がある地域の方たちは、自主的にそういう申出を市にされて進められているものですか。

<鎌倉市長>

基本的にはやはり地域の方がやりたいという意思があって、それで御相談いただくという形になります。

<谷郷自治会 木下会長>

谷郷自治会でもまちづくり計画書を出していて、十数年前から全然更新がされてなかったのですが、昨年度の総会で更新の手続を総会に諮ってやろうとしたのですが、市から待ったがかかりまして、非自治会員の意見も聴取してくれというお話になりました。自治会員以外の意見を聴取するというのは、結構難易度が高くて、市からそういうフィードバックがあったので、取組をどうしようかと悩んでいるところなのですが、やはりそういうものが必要なのですか。自治会には結構しんどいところだと思いますが。

<都市景観部 古賀部長>

同意を取るためには、その指定する予定のエリアの方々に説明をしなくてはならないので、多分、そのことを言っているのではないかと思います。最終的には、自主まちづくり計画ですと、住民の4分の3以上の同意が必要になりますので、まずは説明をして、同意が取れるかどうかやってみてくださいという説明だったのではないかと思います。いかがでしょうか。

<谷郷自治会 木下会長>

そのとおりなのですが、自治会員ではないのでポストインもできないし、ポストインしたらどうという反応が来るかも分からないので、そこが悩みどころです。

<都市景観部 古賀部長>

そういうことをやられてみて、状況を市の担当者に御相談いただければと思います。

<手広町内会 内海会長>

今後の災害時の対応についてで、各支所に連絡をすればよいというお話でしたが、顔が見えないというのは非常に問題だと思っていますので、できれば各支所の方々が、各自治町内会に、こういう方針で、今、災害に対しては対応していますという説明に来てもらいたいと思います。今の市長の説明ですと大ざっぱですから。町内会から支所に連絡して、ちょっと説明をお願いしますということによってよろしいでしょうか。例えば日にちを決めて、災害時の対応についてちょっと説明してくださいとお願いしてもよろしいですか。

<鎌倉市長>

もちろんです。災害時に機能しなければ意味がありませんので。こちらの場合は腰越支所長が担当しています。

<手広町内会 内海会長> :

分かりました。では連絡を差し上げて、説明してもらいたいと思っています。よろしくお願いします。

<鎌倉市長>

内海会長のところはおそらく深沢支所のほうが距離的に近いと思いますので、どちらを選んでいただいても結構です。

<市民防災部 永野部長>

町内会の方々全員が支所に電話してくるとなると、コールセンターの体をなしていませんので、私どもがイメージしているのは、会長などの地域の代表の方々から支所長に御連絡をいただいて、会長などにフィードバックをしなくてはならないような情報については、支所のほうからまた折り返し連絡をするというものです。腰越地域にお住まいの方や西鎌倉地域にお住まいの方は、みんな腰越支所や深沢支所に連絡を入れてくださいというようなイメージではなく、会長に説明をしたいということです。

<手広町内会 内海会長>

例えば手広町内会で皆さんが集まってもらったときに、そういう説明をしていただかないと分かりませんので、一度そのような機会を設けてもらいたいなと思っています。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 千代会長>

実際に今のお話の、土日には支所と連絡が取れないとか、電話連絡がどうだとかありますけれど、先ほどもコールセンターが機能しているかどうかというお話がありましたけれど、どういう形でこの防災に関して御相談をしたり、情報をいただいたりするのでしょうか。

<市民防災部 永野部長>

例えば風水害とかであれば、コールセンターが立ち上がっているときには、支所にも職員はおりますので、皆様からのお電話であれば、もしくは直接お越しいただくとかということであれば、職員が対応できるはずです。コールセンターを開設したところから時間のずれは多少あるかもしれませんが、土日であれ夜間であれ、そんなに大幅にずれることはないと思っています。

＜西鎌倉地区社会福祉協議会 千代会長＞

どの時点でどうなっているかというのは、私たちには情報がないわけですね。情報がないところで、このタイミングならコールセンターが立ち上がっているだろうなというのを想像して連絡を取るということですか。どのように立ち上がるかが分からないと、なかなか動きが取りにくいのかなと思いますが。

＜市民防災部 永野部長＞

市役所に連絡を入れたいタイミングがあるかと思います。そのときには、市役所でコールセンターの体制が立ち上がっていれば、コールセンターにつながるようになると思います。コールセンターが立ち上がるようなタイミングであれば、先ほど申し上げたとおり、支所にも職員が詰めているはずです。ですから、支所でつながらないときには本庁でもつながらないのかもしれませんが。その場合には、守衛がつなぐというような、一般的な警報が出ているときの対応と一緒にになってしまうかもしれませんが、そういうときには、そこから担当課につないで対応させていただくことになるかと思います。

今からコールセンターを開けますという情報も、ホームページなどには載せますけれども、取りあえず市役所に電話をしてみただいてという形になろうかと思います。

＜西鎌倉地区社会福祉協議会 千代会長＞

今までも連絡したことはあるのですが、うまく機能しなかったことがあるので、一度、その予行練習というか防災訓練というかをやっていただけないでしょうか。こういう形で情報が取れますよとか、この時点でホームページに流していますよとか、今ここに出席しているので分かりましたけれども、そこまでのことは分からないですね。

防災に関しては、皆さん何となく心配しているところがあるので、安心のためにも、そういうことが機能するということをお知らせいただくのが良いかと思います。

＜松尾市長＞

ありがとうございます。訓練してみると具体的に分かると思うので、やれるかどうかも含めて検討してみます。

＜西鎌倉地区社会福祉協議会 千代会長＞

市役所に問い合わせるのですが、すぐ駄目になってしまうのですね。おそらく災害があったときは、回線がいっぱいになってしまうのだらうと思いますし、コールセンターが開いているのかどうかともよく分からないし、一般市民はやはり電話が身近なものなので、その手段は必要なのかなと思います。ちょっと検討していただきたいと思います。

＜松尾市長＞

千代会長はもうお分かりいただけるとは思いますけれど、基本的には、災害があったときには市役所に連絡していただければ、きちんと対応できる体制であります。回線が少ないものですから、電話が多くかかっていることが予想される場合には、コールセンターにて複数の回線を用意して、ちゃんと受けられる体制を取ります。

ただ、各会長がコールセンターを通じてお話しいただくと、フィードバックをするというところま

でがなかなかできませんし、それが会長からの話だというのも、コールセンターではあまり認識できないという課題があるので、支所できちんと会長からの話として受けて、そして各課で解決したものを会長にフィードバックするというのが、この体制でやりたいことです。それがきちんと機能するかどうかの訓練はやるべきだと思いますので、実施については検討させていただきます。

＜西鎌倉地区社会福祉協議会 千代会長＞

先ほど内海会長がおっしゃったように、顔の見える関係ができてないのになかなか電話しづらいということもあるので、御検討いただけたらと思います。

＜南鎌倉自治会 河原副会長＞

ごみの戸別収集についてですけれども、対象品目を燃やすごみから開始した後の具体的なスケジュールはもう決まっているのでしょうか。もしくは、まずは燃やすごみから回収してみて、うまくいかなかったら、やはり元の形に戻そうということもあるのか、ゆくゆくはクリーンステーションの管理がなくなるところまでを見越した上で計画を策定されているのかなど、教えていただければと思います。

＜松尾市長＞

ありがとうございます。まず、燃やすごみから開始するというところでございますが、対象品目がいつ、どういう形で増えるという計画までは正式には決まっておりません。

前回、試行的に、燃やすごみと容器包装プラスチックの2種類を、七里ガ浜と鎌倉山と山ノ内の地区でやらせていただいたのですが、その中では、特に大きなトラブルもなく進めることができましたので、また戸別収集をやらなくなることは基本的には考えていないです。今度は全市でということになりますので、まずは燃やすごみをやらせていただいて、この戸別収集のやり方になじんでいただきながら、対象品目を拡大していくという流れを考えています。

最終的には、クリーンステーションもなくなることもあり得るのですけれども、そこまではすぐには行かないだろうとも思っておりまして、燃やすごみ、それから、容器包装プラスチックが特にカラス等の被害も受けるところですので、まずはその辺りから実施していく見込みであります。

＜南鎌倉自治会 河原副会長＞

ビンや缶ごみですとか、資源ごみ等も戸別収集の対象になり得るということですか。

＜松尾市長＞

将来的にはそれも検討しているところではありますけれども、場合によってはそこまではやらない可能性もあります。

＜新鎌倉山自治会 向山会長＞

もう一度確認ですが、1万世帯というのはもう決まっているのでしょうか。あるいは決まってないとしたら、いつぐらいに御連絡をいただけるのでしょうか。

それから、令和8年から全市に展開しますというところは、燃やすごみを展開しますという意味でしょうか。

＜松尾市長＞

ありがとうございます。まず、令和7年4月からの1万世帯につきましては、前回試行的にやった3箇所である鎌倉山、七里ガ浜、山ノ内を含め、それ以外のところにもお声がけをさせていただいています。それは、市のほうで選ばせていただいて、そこでやって良いよと言っていたエリアから選んで、1万世帯を先行的に実施するということで進めています。今もう選定をしているところですので、近々、その1万世帯がどこですというのは発表できる段階になります。

それから、令和8年4月からは、燃やすごみを全市展開する形になります。

＜西鎌倉地区社会福祉協議会 千代会長＞

市庁舎移転に向けての現状のところに「てのりかまくら」2,194枚の配布とありますが、この「てのりかまくら」とは何でしょうか。

＜松尾市長＞

「てのりかまくら」は、市役所の移転がなぜ必要かという内容を書いたチラシを作って、それを駅で配布させていただいています。小さなチラシなので、手乗りということと、「広報かまくら」と比較して「てのりかまくら」ということです。

第 2 部

地域からの議題に関する懇談

06 西鎌倉- 1	以前のように西鎌倉駅ホームに歩道橋から直接アクセス出来るようにしてもらいたい
06 西鎌倉- 2	コミュニティバスの継続と乗合タクシー活用を検討してもらいたい
06 西鎌倉- 3	①ガスト裏道路壁面への対応（昨年に引き続き）②自治会内の空家問題への対応（昨年に引き続き）③オムニバスタウン構想に沿った江ノ電バス運行継続の要望
06 西鎌倉- 4	住宅地内道路の安全について
06 西鎌倉- 5	カーブミラーの設置について
06 西鎌倉- 6	2 行政区にまたがる情報の整理

番 号	06 西鎌倉－1
テーマ	以前のように西鎌倉駅ホームに歩道橋から直接アクセス出来るようにしてもらいたい
内容詳細	現状、新鎌倉山方面よりモノレール西鎌倉駅にアクセスする場合（その逆も）、歩道橋を登って下るか、スズキヤ裏手の横断歩道（押しボタン式）を渡ることとなります。いずれも歩行者にとっては明らかに遠回りであり、そのため道路（神奈川県道304号腰越大船線）の横断歩道のない場所を横断する歩行者が後を絶たない状況です。とくに通勤時間帯、モノレール発着時には多くの歩行者が道路を横断しています。304号線は腰越方面へカーブをしているため見通しも悪く、非常に事故の危険性が高い状況です。 2011年に西鎌倉駅のバリアフリー化工事をする際、歩道橋からのアクセスを残して欲しいと住民から要望が上がっていましたが、聞き入れてもらえませんでした。交通系ICカードが普及した現在、タテ型の簡易改札機をホームに置くことで地上改札口を通らない歩道橋からのアクセスにも対応が可能と思われます（現存のレール点検用の階段は場所や形態を変えるなど検討いただく必要があるかと思いますが）。住民の安全を守るため、ぜひともご対応いただきたい案件です。
担当部課	まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等	
西鎌倉駅のバリアフリー化に伴い、現在県道を跨ぐ歩道橋を引き続き駅舎へ接続してほしいとの要望があった経過は承知しています。 当時、駅舎のバリアフリー化を実施するにあたり、券売機等、駅の施設を大船寄りに移動しなければならず、高さなどの物理的な制約があり、横断歩道橋から直接駅舎への接続ができなかったことから、新たに信号付きの横断歩道を整備したものと認識しています。 駅改札前の横断歩道は、新鎌倉山方面から西鎌倉駅を利用する方々が安全に県道を横断できるように整備したものであることから、県道の横断にあたっては歩道橋や横断歩道を利用していただきたく、よろしくお願いいたします。	
添付資料	

（１）以前のように西鎌倉駅ホームに歩道橋から直接アクセス出来るようにしてもらいたい

<松尾市長>

西鎌倉駅のバリアフリー化をする工事の際に、色々と議論がありました。改修するにあたっては、利用者の方には御不便があるということで、市からも、湘南モノレールに対して要望をしてきたところがございすけれども、駅舎に歩道橋から直接接続することについて、高さなどの物理的な制約があり難しいということでした。ですので、そこが接続できない前提で何が出来るかということで、信号付きの横断歩道を設置したという経過があったと認識しております。

御要望のお気持ちもすごくよく分かりますし、現在、乱横断している状況もよく見るわけなのですが、きちんと交通ルールを守りながら、歩行者の方が安全に渡っていただくことを心がけていただきたいと思います。

<南鎌倉自治会 河原副会長>

こちらのテーマは、うちの自治会から提出させていただいたものなのですが、私もこの地域に二十何年住んでおりますので、バリアフリー化工事をしたときのいきさつ等も承知した上で話をしているのですが、券売機を置くとかで無理だったのは承知しているのですが、現状ではどうなのかという話なのですよね。現状、もう今、ＩＣカードがこれだけ普及して、縦型のタッチ式のものを、コードを一つ置くだけでできることだと思います。その当時できなかったのだから、横断歩道を引き続き使ってくださいということではなく、今、物理的にできるのか、できないのか。そして、市長は何度も御覧になったと思いますけれども、あれは不便ではなくて危険なのですよ。いつ事故が起こってもおかしくないような危険な状態だと認識しているのですが、現状、どうしても変えられないものなのか。物理的には可能だと思いますけれども、いかがでしょうか。

<まちづくり計画部 服部部長>

この件に関しまして、改めて湘南モノレールにも確認をしているのですが、やはり、横断歩道橋からホームに架ける通路といったところの工事自体が難しいという御返事をいただいています。

仮に工事ができたとしても、工事をするには相当なお金が必要になってくると思います。これは直接湘南モノレールから言われたわけではないのですが、現状でそのお金を捻出するのも、相当厳しいだろうなというところです。

<南鎌倉自治会 河原副会長>

歩道橋から前のホームには繋がられていたけれども、今のホームには繋がられないということですか。

<まちづくり計画部 服部部長>

はい。現場も湘南モノレールは確認していると思いますが、強度の問題ですとか、そういったものも含めて、擦りつけるのが非常に難しいというお答えはいただいております。

<南鎌倉自治会 河原副会長>

そうであれば、何かあそこを安全にする対策は考えられませんか。あそこで、モノレール発着時にあの県道をあれだけ横断する方が多い中で、何もしないのも危険だなと思います。もし歩道と歩道橋を直接接続するのが難しいのであれば、何かほかの対策を練るという選択肢はありますか。

<まちづくり計画部 服部部長>

県道を横断するときの安全対策というのは、一般的には横断歩道を設けるとか歩行者信号を設けるということになります。現在は、少し遠回りをされている形ですので、乱横断が生じてしまっているということになると思います。

先ほど、市長からお話を差し上げましたとおり、不便でもそこは御理解をいただきたいとは思いつつも、例えば警察と協議をする中で、横断歩道の位置を変えましょうですか、そういったことは協議できるのかなとは思いますが。

ただ、横断歩道をつくるにしても、例えば交差点から何メートル離れなくてはいけないですとか、あるいはあそこにバスレーンがありますが、そこに横断歩道をつけますといったことは難しいですとか、この場ですぐにこういう解決策がありますというお話はできないのですが、警察にもお話をする中で、何か対策ができるかというところにつきましては、引き続き地域の方も含めて、少しお話をさせていただければと思います。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

今おっしゃった法的な問題があるからできないとか、そういう合理的な説明があれば、みんな納得すると思いますので、まずそこを調べていただいて、なぜ、もっと便利なところできないのかという理由を、きちんと法的な根拠を基に御説明いただければと思いますが、その辺は調べていただけますでしょうか。

<まちづくり計画部 服部部長>

分かりました。警察とも協議をします。あと、希望としてはどの辺につけたいとか、そういったところもお伺いできると嬉しいです。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

具体的な場所を出して、ここはこういう理由でできない、あるいはここだったらできる、今よりは便利になるとか、そういう形にさせていただくと助かります。

<まちづくり計画部 服部部長>

では、一度都市計画課のほうから会長に連絡させていただきます。よろしくお願いします。

<南鎌倉自治会 河原副会長>

今のは南鎌倉自治会のお話だったのですが、西鎌倉駅を利用しているのはあの辺一帯全部なので、どこに横断歩道があれば楽かということはそれぞれだと思うので、あの辺一帯での意見を聞いていただけると良いかなと思いますので、御検討いただきたいと思います。

<まちづくり計画部 服部部長>

そうしましたら、先ほどこちらから連絡を差し上げるというお話をさせていただいたのですが、一度、そういった場を設けていただいて、関係者の方がお集まりいただいた場に市の職員が行くほうがよろしいでしょうか。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

そうしたら、今の話を各会長がお持ち帰りいただいて、自分たちも意見が言いたいということがあ

ったら、私のほうに連絡をいただければ、話を整理したいと思います。

<まちづくり計画部 服部部長>

承知しました。そうしましたら、芹澤会長から連絡が来たら対処するようにしますので、よろしく
お願いします。

番 号	06 西鎌倉－2
テーマ	コミュニティバスの継続と乗合タクシー活用を検討してもらいたい
内容詳細	新鎌倉山を通るコミュニティバス「こまわりくん」は2001年3月開業時、津村バス停6時台始発、22時台終発、朝と夕方の通勤通学時間帯は15分おき運行（新鎌倉山循環）と利便性が高い路線でした。しかしながら、減便が繰り返され現在は10時から13時台に一日3便（新鎌倉山循環～大船駅行）のみとなっています。「こまわりくん」を生活の足としている高齢者からは、これ以上減らされたら、もし廃止になったら、と不安に思う声が上がっています。 坂の多い地域での生活は高齢者には困難なことも多く、運転は不安だが免許の返納をしたら生活ができない、この山に住むのはそろそろ限界だ、といった切実な声も聞かれます。最低限でも現状のバス運行の確保、また新たな移動手段として乗合タクシー活用の検討など、高齢者が安心して住み続けられる地域となるよう行政のサポートを切にお願い致します。
担当部課	まちづくり計画部 都市計画課
議題に対する回答等	
平成11年に策定した「鎌倉市オムニバスタウン計画」において、当該地域を交通不便地域に位置づけ、その解消に向け江ノ島電鉄(株)（以下「江ノ電」という。）と協議の末、協力を得て路線バスの運行を開始しました。 その後、利用者が減少し、「令和6年3月のダイヤ改正時に運行を休止したい」との意向が江ノ電から示されたものの、少なからず利用者がある中で江ノ電と協議を行い、3便/日の運行を継続していただいたところです。 江ノ電からは、「コロナ禍以降全国的に運転手不足が続いており、2024年度からの働き方改革により、既存路線の継続のためには減便や路線廃止により路線を維持している状況で、利用者が少ない路線を残すことは企業の体力上厳しく、会社の存続にも大きく影響することから減便・路線廃止せざるを得ない。また、最低でも当該バス路線を継続するには、20人/便の利用が不可欠である」と聞いています。 ご案内のとおり江ノ電は、令和7年にバス路線を廃止したいとの意向を示していることから、引き続き継続運行を要望するとともに、持続可能な乗り合い車の運行等、代替の交通手段についても検討してまいります。	
添付資料	

（２）コミュニティバスの継続と乗合タクシー活用を検討してもらいたい

＜松尾市長＞

利用者減少に伴い、令和６年３月に江ノ電バスから運行を休止したいという意向が示されたのですが、何とか継続していただきたいということをお願いして、一日に３便ですけれども、継続していただいたという経過があります。

しかしながら、江ノ電バスからは、運転手不足という環境の中では、なかなか継続することが難しいということで、令和７年３月中にバス路線を廃止したいという意向が改めて示されたという状況になっています。

これはここだけの話ではなくて、全市的にもバスの減便が起きておりまして、そこは何とか継続をお願いしたいということを、その都度お願いしている状況ですけれども、なかなかその要望が叶わないという状況です。

市としては、今後、高齢者を含めた移動をどのように確保していくかというところは、大きな課題だと捉えていますので、今後どのように行っていくかについては、継続して協議をさせていただきたいと思っております。

＜南鎌倉自治会 河原副会長＞

市の回答を見ると、致し方ないかなという部分はあると思います。江ノ電もきちんと採算を考えた上で営業されると思いますので。

市が運転継続を交渉していただいているということと、それが難しい場合の代替手段を検討していただいているということを伝えるだけでも、高齢者の方々は安心されると思いますので、そこは自治会に持ち帰って伝えたいと思いますけれども、高齢者の方の足がなくならないよう、市には頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

＜新鎌倉山自治会 向山会長＞

同じテーマを我々も出させていただいて、今回答票を読んでいたのですが、我々の中では、あまり人数的にたくさんの方がバスに乗っている状況ではないのですよ。20人／便乗らないと採算が取れないというお話ですけれども、あのバスだと20人は乗れない気がしています。

おそらく、交通弱者のお年寄りの方で、車を持っていらない方が対象になるので、極めて人数的には少ないのですが、そういう弱者をどうやって守っていくかというのがテーマだと思っていて、ぜひ検討をお願いしたいのと、もう一つは、来年から廃止になると江ノ電バスがおっしゃっていて、もう7月ですので、現時点で事が決まっていなくて、おそらく来年は何もなくなるという状況が発生すると思います。ここは喫緊の課題だという気がしておりますので、もう少し具体的に何か代替策を考えていらっしゃるようでしたら、ぜひ御説明いただければと思います。

＜松尾市長＞

これは二階堂・浄明寺地域なので、乗り合いでのタクシーの実験というのを以前実施しておりまして、どういうものであれば持続可能な形で運行できるかということ、引き続き検討しているところです。この御指摘のエリアでどうかということよりも、全市的に同じような課題を抱えていますので、その解決に向けた取組を今継続しているところです。

そういう意味では、このバスの廃止につきましては、その代替の交通手段について具体的に検討していく必要があると思っておりますので、まだ明確にこれというところの検討段階までは行っていないのですが、引き続きの検討という形にさせていただきたいと思っております。

<新鎌倉山自治会 向山会長>

ということは、来年はなくなるということですね。私も会長として自治会の皆さんに説明しなくてはいけないので、今の段階で何も決まってないということは多分何もしですね。どうですか、率直なところ。

<松尾市長>

そうですね、バスは何とか存続をお願いしていますが、仮に今なくなるということになりますと、そこに合わせて、何か別のものがスタートできる段階ではないという状況です。

<新鎌倉山自治会 向山会長>

それって、喫緊の課題ですよ。西鎌倉住宅地も含めて坂が多くて、お年寄りが移動しにくい中で、今、バス会社は運転手も不足して、もうどこもみんな減便ですよ。こういう中で、やはり早急に喫緊の課題として考えないと、来年は我慢してくださいという悠長な状況ではないような気がするのですけれども。だから、市としても全力で対応、対策をできるものと考えていただきたいなと、今のお話を聞いていて思いました。厳しいことでしょうけれども、よろしくお願いします。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

自分たちのことは自分たちで守るって、これ基本ですよ。だから、バスが通ろうが通るまいが、住んでいる人が自分の足を確保するというのは自己責任であって、それが多分基本ではないかなと思います。それが、今までは公共のそういう手段がありました。でも、採算が合わないから江ノ電はやめます、これはもう、その経営方針に従ってやめる、やめないは向こうの判断ですから、それはもう致し方ないと思います。

では、その先どうするかということになった場合には、一番手っ取り早いのは、タクシーを呼べば良いわけですよ。買物に行きたいという人はタクシーを呼べば良い。それで、タクシーで行けば、私はその問題は解決するのではないかなと思います。

ところが、タクシーを呼んでも来ないということになった場合に、こういう自治会とかのコミュニティのレベルで、住民たちの自己防衛を図るにはどうすれば良いのか。例えばリタイアした、まだ運転の腕も確かな人、これは安全上問題があるかどうかは分かりませんが、白タクではないですけども、定期的にどなたかが自分の車で三、四人なら乗せますよと。コーナンに行きますよとか、藤沢のオーケストアに行きますよとか、そういう情報交換がその地域でできて、ボランティア的に車を動かしてくださる方がおられれば、かなり状況がよくなる。そういうことを市として組織化する。ライドシェアのような仕組みを必要な場所で作る。そのための地盤づくりを市が音頭を取ってやることは不可能ですかね。それしか手がないのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

<松尾市長>

ありがとうございます。おっしゃるように、ライドシェアは一つの手段として、今、全国的にも広がってきているところではあるのですけれども、鎌倉の現状として、まずタクシーは、今は呼んで来ないということは基本的にはない状況です。それが来ないときには、おっしゃるようにライドシェアがより活用されるということで、それが活躍できる場が生まれるのですけれども、現時点ではタクシーは来る。ただ、タクシーを使うのが所得的に難しい方もいらっしゃるだろうし、そうするとなかなかタクシーは使えない。地域によっては、先ほどおっしゃったように、人を乗せて送ることをNPOなど

でやるという方法があります。でも、これはあまり持続的な話ではないので、それが広がっていないという現状もあります。我々も色々と検討はするのですが、簡単な答えは出てこないというのが現状です。

実は市内のどのエリアでも、交通弱者の方は、少数でも点在しているのです。一部のエリアで始めると、当然、全部のエリアからやってほしいという話になるのは、行政の公平性としては仕方がないことなので、このエリアだけ解決すればよいということではないので、非常に悩ましい問題です。

そういう意味では、こういう議論を重ねて、地域の皆さんにどこまで何を協力していただけるかというところも併せて問題に取り組まないと、解決しない問題だと思っています。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

そういうアイデアがあれば、ぜひちょっとやってみたら良いのかなという気はします。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 千代会長>

私も御所ヶ丘なのですが、御所ヶ丘もやはり遠くて、新鎌倉のほうがモノレールの駅に近くて降りやすいかなと。色々な経緯があるのですが、コミュニティバスが走らなくなったところ。4、5年前にバスを通してもらえないだろうかという話をしましたけれども、無理ですという話になっています。

やはりバスがあったら良いのにねというお話が結構ありますし、それは御所ヶ丘でもそうですけれども、社協としまして、色々ところで課題を皆さんに伺うと、まず、交通手段、足が欲しいということが出てくるのです。市で検討してくださっているということは、これはもう何年も同じお話なので、具体的にどういう検討があったのかをお聞きしたいなと思っています。

二階堂のオンデマンドのバスも乗せていただきましたし、色々ところでそういう経験をしているところなのですが、今、笠嶋会長からもお話ありましたように、白タクのような形もありかなと思います。色々な場所で色々なやり方をやっているようなのですが、皆さんの意見を聞きながらとおっしゃる割には、一度も市のほうから、こういうことを考えていますというお話を伺ったことがないです。例えば、二階堂ではオンデマンドのバスをやりますということは伺ったので、乗せていただきましたけれど、それ以後、色々ところで困っているというお話は聞きますけれど、具体的に市がどういうことを考えてくださっているのかがあまり聞こえてこない。

私たちも意見を申し上げる場がないので、ワーキンググループやプロジェクトチームなりで、色々ところから人を集める。それぞれの地域によって、おそらくニーズが違うと思います。また、対応できる市民もやれること、できること、協力できることが違うと思うので、その辺を一緒に考えられる場が、市からの問いかけでできると、また一歩進んだような気もいたします。何もないと、何か進んでいるのかなという感じもあるので、具体的なものが出てくると良いなと思います。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

僕も二階堂の件は知っているのですが、市として、こういう問題があることは分かっているわけなので、例えば、二階堂はこういうところでこうだったという総括と、それから、どこの部門がどういう検討をしているのかということ。全国的にどこも困っている、そういうところを調べて、こういう良いところもある、けれどもここはこれが問題だったとか、それを鎌倉市でまとめて、市民に発表できるようなものはできているのですか、今の段階で。

<松尾市長>

調べてはおりますので、当然それはまとめて、お伝えすることはできます。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

そういったものを明確に我々に示して、二階堂はこういう課題があった、そして、全国でこういう良いところがあったけれど、ここはこういうところが問題、そして、今はこんなところに絞って検討しているというものがあるとすごく納得できる感じがします。

<まちづくり計画部 服部部長>

承知しました。二階堂・浄明寺の件は一定程度まとまったものがございますので、それはお示しできると思います。

ただ、基本的にはやはり持続可能性ですね。事業の採算性が取れるかどうかというところがやはり大きな課題かなと思っております。

それと、一つ情報提供としまして、今回、ふれあい地域懇談会を深沢地区でやったときに、やはり同じようなお話が出ました。具体的に場所を言いますと、梶原のグリーンハイツですね。そこもミニバスの夕方便がなくなってしまって非常に困っていると。やはり地域の方でも、先ほど笠嶋会長がおっしゃったようなことも少し考えられていて、話をしたいということでしたので、もうグリーンハイツとはお話をしております。

ですので、先ほど駅に向かう横断歩道の設置の話もありましたけれども、その場の議題を二つにして、一つ目はその話、二つ目にこのバスの話、所管は同じ都市計画課になりますので、そこでまた意見交換をさせていただければと思います。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

日本全国の先行事例ですね、先行事例がないから、もしかしたら何も進まないのかもしれないし、そういったところも情報として提供いただけると助かります。

<まちづくり計画部 服部部長>

準備します。それと、今週になって結構報道がされているのですけれども、国土交通省が、いわゆる交通空白地域が全国的に発生している中で、これは何とかしないといけないということで専門的な会を立ち上げたというのは、テレビのニュースでもやっていますし、インターネットでも載っています。相当、国も本腰を入れてやろうと考えているわけですね。具体的には、乗合タクシーですとか、あるいはライドシェアですね。

三浦市では、バスやタクシーなどの公共交通機関が終わった後の時間帯でライドシェアをやっているのですけれども、国では、地域によって路線バスなどが運行している時間帯でも、交通空白地と認められればライドシェアをやっても良いのかなというニュアンスを受けました。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

情報を共有いただければ、地域に見合ったものが探れるかもしれません。

<まちづくり計画部 服部部長>

我々も当然調べてまいりますけれども、こんな事例があるよというのがあれば、ぜひ言っていただければと思います。まずは今度、お話しする機会を設けさせていただきたいと思います。

<新鎌倉山自治会 向山会長>

来年が喫緊の課題なのですね。これから色々なお話しをしていただくということで、非常にありがたいのですが、今、例えば新鎌倉山ですと、去年は7便だったのが今年は3便なのですね、1日で。それをせめて来年1年は維持していただきたい。その間に色々な議論をしていただいて、次の手を考えるぐらいでないと。もう来年なくなってしまうのですよ。

ですので、江ノ電に市のほうから、もう1年だけ何とか継続してくれないかということをお願いしていただけないかなと思いますけれど、その辺はいかがでしょうか。

<まちづくり計画部 服部部長>

お願いは常にしておりますが、改めてしたいと思います。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

私のところにも江ノ電が来て、説明されたのですよ。そのときに言ったのは二つで、一つは採算の問題で、もう一つはバスの運転手が足りないという問題です。私、採算の話を聞いたときに、今インバウンドで、江ノ電はものすごい人が乗っているんで、大黒字に決まっていると思ったのですが、バスと電車は採算部門が違うので、バスだけで採算を計算したらということでした。その辺も我々からしたらおかしいと思います。もし採算の話をされるのだったら、もう少し会社全体を考えて対応いただけないかぐらいのことは言えるような気がするんで、その辺も含めてぜひお願いしたいと思います。

番 号	06 西鎌倉－3
テーマ	①ガスト裏道路壁面への対応（昨年に引き続き） ②自治会内の空家問題への対応（昨年に引き続き） ③オムニバスタウン構想に沿った江ノ電バス運行継続の要望
内容詳細	①ガスト裏道路壁面への対応 ガスト裏道路の崖については、最近新たに小崩落が見られ、樹木の崩落やがけ崩れの心配があります。大事に至る前に、崖面の補強や樹木の伐採など、早急に対応をお願いします。当地は民有地となっていますが、樹木伐採などに関し、関連住民とのコミュニケーションを図って頂きますよう宜しくお願いします。 ②自治会内の空家問題への対応 自治会内の空家問題は昨年に続き、継続的な問題として提議させていただきます。空家の庭の草や樹木が伸びすぎて電線や道路標識を覆ったり、門の崩壊などで、交通事故や犯罪を引き起こす可能性があります。また、当自治会は会館や活動スペースを有せず、自治会の活動に支障をきたしています。 例えば、市より空家の持ち主と繋いでいただき、自治会活動室として有効活用出来るようにご協力いただくことは可能でしょうか？ ③オムニバスタウン構想に則った江ノ電バス運航継続の要望 自治会内を走る江ノ電バスは、令和6年には既に週6便→3便に減便されており、令和7年には撤退を表明しています。当自治会の特に奥側のエリアでは、高齢者を含む住民より、買い物や街に出るための足を確保して欲しい旨強い要望があります。 鎌倉市のオムニバスタウン構想に照らし合わせ、江ノ電バスの運行継続に関し、市から江ノ島電鉄に強く働きかけて頂くようお願いいたします。もし江ノ電バスが廃止される場合、どのような別の交通手段を確保して頂けるのか、具体案をお示し願います。
担当部課	都市景観部 みどり公園課 都市整備部 道水路管理課 都市整備部 都市整備総務課 まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等

①新鎌倉山住宅地のガスト側の入り口にある川沿いの崖について、従前より地権者と面談し、崖の管理の重要性について説明を行うとともに防災工事資金助成制度の説明を行っているところです。

崖地の関係地権者は4名おり、そのうちの1名には助成制度を活用いただき、樹木の伐採を実施していただいています。

他の1名からは防災工事の実施について、相談を受けていましたが、具体化しておらず、実施の見通しがたっていない状況です。

残りの2名については、市に相談等がない状態ですが、市道の安全な通行を確保するため、引き続き、地権者に対して樹木や崖地を適切に管理するよう要請してまいります。

②市として問題があると判断した空き家であって、適切な管理を依頼する通知を送付した後も改善が見られない場合は、必要に応じて担当職員が現地調査を行っています。現地調査後は所有者に対して空き家の現況を伝えるとともに、適切に管理するよう文書等をお願いをしています。令和6年度からは空き家調査の外部委託を行い、市民等からの通報に対してより迅速な対応を可能にするとともに、追跡調査の体制強化を図っています。

空き家を自治会活動室として有効活用するというご提案についてですが、毎年4月に市内土地・家屋所有者へ送付する固定資産税・都市計画税納税通知書に、空き家に関する意識啓発のリーフレットを同封しております。リーフレットには空き家を福祉や地域活動に利活用したい場合は本市へ相談するよう記載しており、所有者から地域活動等への利活用を希望する旨の申出を受けた際は、自治会へ共有させていただく等の対応は可能と考えます。

③平成11年に策定した「鎌倉市オムニバスタウン計画」において、当該地域を交通不便地域に位置づけ、その解消に向け江ノ島電鉄(株)（以下「江ノ電」という。）と協議の末、協力を得て路線バスの運行を開始しました。

その後、利用者が減少し、「令和6年3月のダイヤ改正時に運行を休止したい」との意向が江ノ電から示されたものの、少なからず利用者がある中で江ノ電と協議を行い、3便/日の運行を継続していただいたところです。

江ノ電からは、「コロナ禍以降全国的に運転手不足が続いており、2024年度からの働き方改革により、既存路線の継続のためには減便や路線廃止により路線を維持している状況で、利用者が少ない路線を残すことは企業の体力上厳しく、会社の存続にも大きく影響することから減便・路線廃止せざるを得ない。また、最低でも当該バス路線を継続するには、20人/便の利用が不可欠である」と聞いています。

ご案内のとおり江ノ電は、令和7年にバス路線を廃止したいとの意向を示していることから、引き続き継続運行を要望するとともに、持続可能な乗り合い車の運行等、代替の交通手段についても検討してまいります。

添付資料

(3) ①ガスト裏道路壁面への対応（昨年に引き続き）②自治会内の空き家問題への対応（昨年に引き続き）③オムニバスタウン構想に沿った江ノ電バス運行継続の要望

※③は議題 06西鎌倉－2と同内容のため、説明は省略

<松尾市長>

まず、ガスト裏の道路の壁面の対応です。昨年と大きく変わりはないのですが、引き続きこの土地の所有者に、防災工事の資金助成制度、これを市としてはかなり充実させていただきましたので、その点も併せてしっかりと御理解をいただいて、工事をしていただけるようにお話をさせていただいているところです。結構崩れてきている状況もあって、今、壁側のほうはコーンなどを置かせていただいているところではあるのですが、こちらこのまま放ってはおけないという認識でありますので、できる限り早く、土地所有者の方にも御協力をいただいて進めていきたいと考えています。

それから、二つ目、自治会内の空き家問題への対応です。こちらは、必要に応じて担当職員が現地調査をしているところになります。こちら所有者の方がどうするかというところが非常に大きなポイントになりますので、市としては固定資産税・都市計画税の納税通知書にリーフレットを同封したり、何か相談があれば相談したりしていただけるようにということで話をしています。

一つ、うまくいっている事例を紹介しますと、今泉台の自治会の中でも空き家が増えているという状況があって、今泉台には自治会とは別にNPOを立ち上げて、そのNPOが所有者の方に直接お話をされて、自治会と連携をして、自治会のコミュニティースペースとして活用するという取組をいただいています。これについて、市が言うのが良いのか、NPOが言うのが良いのかは、受け手側の印象だとは思いますが、地域で使うことについては、土地の所有者の方も比較的前向きに捉えてくれるというのは、今泉台のお話を聞いて感じる部分がありますので、そういう取組も御検討いただければありがたいと思います。

<新鎌倉山自治会 向山会長>

ガストの裏の崖ですが、これは本当に喫緊の課題でして、市長が御説明いただいたとおりなのですが、去年のテーマに上げさせていただいてから相当崩れていまして、おそらく中程度の地震とか大雨がもう1回起きたら、崩れるのではないかなという状況になっています。一つ確認なのですが、隣接するところは市道で鎌倉市が所有されているわけですね。法律で道路については何メートルを確保しなければいけないと。それができないと、何らかの措置を取らなければいけないという法律があるとお伺いしたのですが、

所有者に聞いていたら、多分、何事も起こらないような気がするのです。市のほうで、主導権を持ってあそこを切っていただくことができないのか。本当に崩れたら、住んでいる人たちにも大きな被害があるでしょうし、私も通りますけれども、あそこは幼稚園の園児なんかも通る道でもあって、何かあったときには取り返しのつかない状況になるので、何らかの形で主導権を持たれて、木の伐採等をできないのかをぜひお伺いしたいと思います。

それから、空き家については、去年も話しましたが、個人情報問題で我々からはコンタクトできないような形になってますので、例えば、今、新鎌倉山自治会で活動スペースがない、会館がない状況で困っているのですが、それをこちらから提案するようなことを、鎌倉市を通して行えないかということを考えておりまして、その辺も含めて御回答をお願いしたいと思います。

<都市整備部 森部長>

まず、ガスト裏の関係ですが、今、道路の法律上では人様の土地を触ることはできません。ただ、

用地を指定する条例というのは、今、鎌倉市にはないのですけれども、そういったものをつくっている市や町は全国にはあり、木や土地自体の管理の制限をかけるということを、高速道路などではやっている場合がございます。高速道路のトンネルですとかを高速道路の管理者が管理することはできるようですが、一般的な道路ではなかなかやっていないところです。

あと、もう一つ、土地の所有者に我々はお願いをしているところですが、道路に落ちてきたものをどかすというのは、私どもでできるところになります。

ガスト寄りのところには、崩れても大丈夫なように待受けの壁があります。あれは市の土地があったので、ぴったりと壁にくっつけてできたのですが、今ぼろぼろと崩れてきているところは、道路が狭いので、どうしても止めろと言え、道路側に壁を造るというのは技術的にはできるのですけれども、車の通行は難しくなってきました。

<新鎌倉山自治会 向山会長>

喫緊の課題だと私は思っていて、崩れて何か被害があったときには、損害賠償は住民のほうにするのですよね。例えば道路が被害に遭いましたと。そうすると、それを復旧しなければならないときには、原因をつくった所有者に請求するわけですよね。その辺を強く言っていただいたら、先方も分かるのではないかと思いますけれども、どうなのでしょう。

<都市整備部 森部長>

歩行者や、車が走っているところに上から石とか木が落ちてきて傷つけたり、けがをさせたりした場合には、土地の所有者、木の所有者、石の所有者の責任になってまいります。

ただ、道路であれば、道路に落ちたものは我々が片づけることは認められていますので、それをどかすことはできると思います。当然、けがをした場合とかには所有者の責任になりますよというのは、強く説明をしているところでございます。

<新鎌倉山自治会 向山会長>

万が一そこに子供が歩いていて、石が落ちてきて、そして、その子供が大けがされたらどうなるのですか。

<都市整備部 森部長>

先ほど言いましたように、石の所有者が一義的に責任を負うこととなります。

<新鎌倉山自治会 向山会長>

ですよね。だから、そういうことを伝えて、こういう場で使う言葉ではないのですが、脅しても良いのではないですか。あなたに損害賠償請求が行きますよ、良いのですかということもしっかりと伝えて、いや、それでも良いと、やりたくないと言うのであれば、そのときはその人に対して、厳しい追及をすべきだと思います。それを言わないとまずいような気がするのですが。本当に困るのですよ、子供たちが。

<都市景観部 古賀部長>

6月24日未明に落石がありまして、それをきっかけに道路部局のほうで、まさに今おっしゃったような説明を土地の所有者の方にしています。その結果、今まで御相談いただいていた所有者の2名の残りの方も、若干進捗がありまして、助成事業についてお問合せを今いただいている状況にな

りました。今、そこまでこぎ着けておりますので、もちろん予断を許さない状況でありますけれど、何とかこの芽を育てていきたいということで取り組んでいるところでございます。

<都市整備部 森部長>

空き家の関係ですが、市長からも説明があったように、毎年4月に、建物所有者の方に空き家の利用状況の連絡と、御利用を考えている方もしくは御利用のことで困っている方は、市に相談していただければ、地域の方とかNPOに取り次ぎますよという連絡をしてはいるのですけれども、利用できる空き家は不動産屋が入ってしまっ、貸してしまうということもあるみたいです。

建物の所有者から市に相談があれば、空き家を利用しても良いという情報がありますということをお伝えすることはできますので、建物所有者から連絡が来て、紹介しても構わないということになれば、市から町内会に連絡をさせていただきます。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

この件に関しまして、私が昨年提示したのは、道路に繁茂した雑草が出てきてしまっ、歩道が歩けなくなっ、子供たちがみんな車道を歩いているという状況ですよということで、これに対して、法改正も視点に入れた、今後の対策を考えませんかというお話をさせていただいて、市長も、それを阻害するような法令の説明に関して、足りなかったかもしれないですねということをお前回言っておられるのですが、要はこれ、ほとんど昨年度から進捗してないように見えているのです。例えば、道路交通法82条1項に、その道路に危険性がある場合には、住民から警察署のほうに指令して、道路交通法82条の1項を適用してくださいと言うと、警察署はその状況を見た上で、それが市の道路であるならば、鎌倉市に対して、こうしなさい、ああしなさいという指令を出すことになっていて、万が一、そこで事故が発生した場合には、第一義的な責任は所有者、第二義的な責任は鎌倉市が負うと、要は市町村が負うと。誰かが連絡されていたにもかかわらず、その危険を取り除かなかったという責任が鎌倉市には発生するはずなのですね。だから、そういう2段階の賠償責任はあると思いますが。所有者の方にお願ひしましたというのは、昨年のお話と同じですよ。何ら進捗がない。

今年もその道路が雑草に覆われてしまっ、この間、市の方が刈っていました。雑草が繁茂したのは、その持ち主が放置しているからで、それを市が、私たちの税金を使って取り除いているのはおかしいですよ。その持ち主の責任で雑草を取り除くのが当然なのに、鎌倉市がそれを取っているというのはおかしいということで、罰則という言葉が適切かどうかは分からないけれども、鎌倉市がもしも伐採したり、道路を直したりしたならば、それを所有者にチャージすると。それを固定資産税にするかどうかは分からないけれども、そういうことをこれから進めていきましょう、それができる計画をこれからつくりませんかというのが、前回のふれあい地域懇談会の結論だと私は理解していますよ。

今日、私がお聞きしたかったのは、その件に関して、市はここまで調べて、そういった道路を補修する、崖崩れを止めるための施工を市がやるけれども、それは全て所有者責任なので、所有者に対して財政的に負担をさせると。そのために、こういった条例をつくって、もしくはこの法令を改正して、きちんと所有者に責任を取らせる。これは空き家も同じことだと思いますが、そういったことを今後できるように考えませんか、昨年お願ひしたと思いますが、その後の進捗を今日お聞きしたかったのですがね。どんな法令が引っかかっていて、その法改正をするにはどうすれば良いのか。もしくは法改正できないのであれば、どういう条例で対応できるのか。

要は、全て持ち主責任なのですよ、これ。鎌倉市でもない、住民でもない。持ち主がきちんと管理しないから危険性が生じているのであって、鎌倉市が草を刈っているけれども、2週間か3週間か

前にも見ていたのですが、業者は誰も来ていないのですよ。市の職員が一生懸命除草してるわけ。市の職員が除草しているということは税金ですよ。持ち主は、何ら痛みはないわけですよ。なぜ、そういうことを市が許すのか、自治体が。そこが私はどうしても理解できないということで、今日、その答えをお伺いしたい。去年の持ち越しの事案ですからお願いします。

<都市整備部 森部長>

草刈りですが、歩道の歩行者のために職員ができる範囲の中でやったものと考えております。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

それは、私が先ほど言いましたように、道路交通法82条の1項を適用してくださいということを、私は鎌倉警察署のコスギさんに頼んだのです。それで分かりましたと。それは一昨年話です。鎌倉市に指令を出して、鎌倉市にかじを取らせますからと。刈ってくれたことは良いですが、何で鎌倉市がそんなことをやるのですか、持ち主責任でしょうということです。あの税金はどうするのですか、労務費。

<都市整備部 森部長>

すみません、警察から連絡が来たというのは、私は承知していません。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

多分、警察が言ったのだと思います、市に刈りなさいということ。

<都市整備部 森部長>

連絡が来ているのかは帰って確認いたしますが、私の知っている範囲では、道路交通法の関係では来ていないと思っております。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

コスギさんは鎌倉市にやらせましたと言いました、一昨年です。

<都市整備部 森部長>

確認いたします。おっしゃるとおり、ほかの方の草を切ったという形ですが、委託するのではなくて、市の職員でできる範囲の中で、歩行者の通行のためということで、便宜的にやらせていただいたものと思っております。税金を使うなということであれば、そのままになってしまいますけれども。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

そんなことを私は言っているのではなく、なぜ、そんなことを市がやるのですかと。危ないのだったら、持ち主に刈らせれば良いのではないですか。昨年と、それから今年も3週間ぐらい前に切りました。それは持ち主にチャージしましたか。

<都市整備部 森部長>

草刈りの費用は求めておりません。

＜手広片岡町内会 笠嶋会長＞

なぜですか。

＜都市整備部 森部長＞

市のほうで、歩行者の安全のために実施したからです。

＜手広片岡町内会 笠嶋会長＞

その原因は何ですかと聞いているのです。市ですか。

＜都市整備部 森部長＞

それは次のお話にもつながってくるのですが、民地の木や崖の安全対策を市でできないのかということにつながってくると思います。

＜手広片岡町内会 笠嶋会長＞

去年、その話はしたではないですか。それをできるようにするために、どうすれば良いのですかというのに対し、これから調べますと市長が言いましたよね。どの法律に抵触してできないのかという説明が足りていなかったのかもしれないですと、はっきりここに書いてあるではないですか、議事録に。だから、その続きを私は今日、聞きたいのです。前に戻りたくない。蒸し返しではなくて、先に進めましょうよ。どうすればできるか。

＜都市整備部 森部長＞

土地の所有者には、ここ数年、再三にわたって話をしています。

＜手広片岡町内会 笠嶋会長＞

そうではなくて、その先、どうするのですかというのが私のクエスチョンなのです。再三って、100回でも200回でも良いですよ。それはやれば良いのだけれど、そんなことをいくら言ったってやらないではないですか。だから、今年は市がやっているのだと思います。

＜西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長＞

例えばそういう方に対して、市として罰則を科す条例をつくるとかが必要だと思います。アメリカの例ですが、サンディエゴなんかでは、庭の草刈りを怠っていると罰金が出るのですよ、向こうの人に聞いたのだけれど。そういうことが日本ではできない理由があるのなら、その理由を説明すれば分かりますよね。そういうことが日本ではできないですと。

＜手広片岡町内会 笠嶋会長＞

昨年の議事録には、今のお話と全く同じことが書いてあるのですよ。前回も全く同じ議事ですけども、何ら進展がない。法律は人がつくりました。憲法も人がつくりました。では変えられないのですかと。変えられますよ、人がつくったものは。やるための方策を考えましょうよというお願いをもう1回。去年と同じです。

番 号	06 西鎌倉－4
テーマ	住宅地内道路の安全について
内容詳細	坂が多く道幅も狭い住宅地内及び周辺の市道等の通行の安全向上のための対策について、進めていただきたいと思います。特に坂道においては、自動車、自転車のスピードが意識せず加速していることも見受けられるので、視覚効果等により減速させる取組み等を検討や、横断歩道での車両の一時停止の啓発等をお願いしたいと考えます。
担当部課	都市整備部 道路課 まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等

市では速度抑制の対策として、「速度おとせ」や「減速マーク」の路面標示を実施しています。新設については、鎌倉警察署及び地元住民との協議が必要であるため、今年度内に設置に向けて調整してまいります。

また、横断歩道での車両の一時停止の啓発等については、交通管理者である神奈川県警察の所管となるため、鎌倉警察署に要望してまいります。

添付資料

（４）住宅地内道路の安全について

<松尾市長>

速度抑制の対策として、今、速度を落とせとか、減速マークの路面標示を実施しているところですが、新設については警察署と地元住民の皆さんとの協議が必要ですので、今年度内に、設置に向けて調整をさせていただきたいと思っております。

また、横断歩道での車両の一時停止はやらなければいけないことですが、交通管理者である神奈川県警察の所管になります。踏切での一時停止がないとかいうお話もいただきますが、警察のほうでしっかりと取り締まっていただく事案になってまいりますので、この辺りも併せて、警察に要望してまいりたいと考えています。

<御所ヶ丘自治会 里吉会長>

こちらに関しては、幅員の狭い交差点もある中、一時停止をやられないで通過してしまう場合があって、実は何年か前、うちの目の前で朝に衝突事故があったので、幸い大したことがなくてよかったのですが、少し気になっていたところです。

それと、西鎌倉の腰越保育園が移設になったときに、あそこは朝に皆さんが車で下りてこられるので、少し心配していたのですが、警備員を配置していただいたので、何事もなくよかったと考えているのですが、そういう点で、なかなか抜本的なところは難しいとしても、今できる中でサインを置くとか、そういうことを充実していただければと思います。また、十字路の線が薄くなっている部分もあるので、そういうのもやっていただくと、ハード面では良いのかなと思います。

予算のこととか財源のこととかもあると思いますが、お金をかけずにできることがあればやっていただければと思いますし、もう１点、一時停止の啓発等についてですが、これはむしろハードというよりもソフトの面で、しかもどちらかというと運転している側の方に注意を促すのが必要なのではないかなと思っているところです。

先ほどから交通の問題が出ていますが、高齢のドライバーの方も多いと思いますので、そういうところを今一度、啓発していただいて、あるいは最近、引っ越されてきた若い方、小さなお子さんがいる御家族も多いので、そうすると自転車を使われるので、自転車の啓発もしていただくのが良いと思っております。そこはソフト面でお願いしたいところです。

あともう１点、先ほどのコミュニティバスだとかの交通の問題ですけど、横断歩道をつくるとかは確かに大事で、信号も適切などころにつくっていただきたいとは思いますが、先ほど一緒に協議をしていただけたということで、そこは１歩進んだと思い、大変ありがたいと思っておりますが、何か自治会でやることはありますか。署名活動ですとか、交通の問題は所管が警察の部分が多いと思っていますので、警察に言うですとか、協力して前に進めたほうが良いと思っているのですが、また教えていただきたいです。

<まちづくり計画部 服部部長>

最初にお話のあった坂道の線が消えているということですが、事前に場所を確認させていただいているのですが、７月１６日に鎌倉警察署の交通総務係に行ってまいりましたが、御指摘の場所につきましては、既に通学路の点検をする中で、白線が消えていることを確認されているようで、今後塗り直しをするとの回答をいただいています。ただ、時期に関しては、遅くとも令和７年度の前半と言っていましたので、かなり期間としては長くなってしまいます。

それと、街角アドバイスということで、駐在所の方が、時折、安全啓発のために立っていただけるということを伺いましたので、その点につきましては、地域の方で御確認をいただいて、いないよう

であれば、駐在所に言ってもらえればと思います。

あと、警察署とのお話ですけども、場合によっては、市を挟んで警察に伝えるよりも、警察の方に直接来ていただいて、ざっくばらんに地域の方の御意見を聞いてもらったほうが早いと思いますので、なるべくそのように調整は進めているところです。

番 号	06 西鎌倉－5
テーマ	カーブミラーの設置について
内容詳細	1 車道と歩行者専用道路の危険個所へのミラー設置 市道大船西鎌倉線の猫池遊水池交差点（津1069-299先）で、歩行者専用道路から交差点に出る際、右側から来る車が民家の植栽のために直前まで見えない。安全を確認するには身を乗り出して右側をのぞき込む必要があり、未就学児を送迎する自転車の利用者や高齢者から毎回危険な思いをしているとの声が複数ある。カーブミラーが必要だが、以前の要望時には歩行者のための設置は認められないと市側は説明する。しかし、車側にとっても歩行者専用道の歩行者や自転車の利用者の姿が見られることによる安全効果は大きい。市には杓子定規な対応に終始するのではなく、例えば自治会でカーブミラーを設置する際の助成金制度など代替手段も含めて前向きな対応を求めたい。 2 既に要望したカーブミラー設置の進捗について 当自治会では昨年のふれあい懇談会開催時に提出した要望書で自治会内への3カ所のカーブミラー設置要望を出し、市側からは土地所有者や電柱所有者と調整を行い、承諾を得られれば「電柱にカーブミラーを共架する」と回答があったが、その進捗状況を確認したい。
担当部課	都市整備部 道路課 都市整備部 作業センター

議題に対する回答等

1 車道と歩行者専用道路の危険個所へのミラー設置

本件につきましては、昨年度にもご要望いただきましたが、カーブミラーは、原則自動車同士の直接目視確認が困難な場合、車両同士の事故防止を目的に設置しています。

歩行者にかかる安全対策は、直接目視が有効であり、カーブミラーを介すことにより死角の発生や、鏡面に映る対象物が小さく見えるなどの特性があることから、本来実施すべき一時停止や徐行の不履行、歩行者道路の自転車走行など、交通ルール無視の助長の可能性があり、事故の誘発につながりかねないことから、カーブミラーの設置対象とはしておりません。

併せてカーブミラーは道路附属施設であり、道路管理者以外の者が道路上にカーブミラーを設置することについても、同様の考えから認めていないものです。

2 既に要望したカーブミラーの設置の進捗について

昨年度にご要望いただきましたミラーの設置につきましては、電柱所有会社との協議を進めている途上にあり、設置に至っておりませんが、現在、今夏の設置予定とし取り組んでいます。

添付資料

（５）カーブミラーの設置について

<松尾市長>

猫池の遊水地の交差点のところでのカーブミラーの設置の御要望ですけれども、これは歩行者に係る安全対策になりますので、逆にカーブミラーを設置することによる死角の発生ですとか、鏡面に映るものが小さく見えるということでのデメリットがあることから、設置対象にはしていないという考え方でございますので、御理解をいただければと思います。

２番目の既に要望いただいたカーブミラーの設置につきましては、時間かかって申し訳なかったのですけれども、今夏の設置予定として取り組んでいるところでございますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

<鎌倉山町内会 石井会長>

電柱にカーブミラーがついていたんですが、造成工事のため、電柱を移転したんですね。そして、もう半年にもなるので、住民の方からカーブミラーを以前のところへ戻してください、カーブミラーだけ戻してくださいという話があり、市にお願いしましたがけれども、以前のままなのですが、どうなっているのでしょうか、

<都市整備部 森部長>

おっしゃるとおり、電柱がなくなって、カーブミラーの場所が大分横にずれて設置しているところなんです。カーブミラーは道路上には置けないので、別のところ、もしくは道路の端っこに新たに置くにあたりまして、邪魔になったりすることもありますので、その土地の所有者、造成をしているところになりますけれども、どこどこへ置きたいというやり取りを今しているところです。了解が得られれば、カーブミラーそのものを造るように今、話をしているところです。

<鎌倉山町内会 石井会長>

土地の持ち主である業者と話しをして、勝手に端っこにつけてもらっても意味をなさないので困りますけれどもね、以前のところでないと。以前あったところにつけてくださいと言っているのですから、住民の方が。

<都市整備部 森部長>

以前あった場所、電柱があった付近に、新たにカーブミラーが設置できるように、今、調整をしているところです。

<みらいふる鎌倉（親寿会） 池田会長>

ここに書いてあることと同じことか分からないのですけれども、ミラーがあるのですけれども、死角になって見えないところがあるのですよ。少しへこんでいて、ミラーに視野が入らないところがあります。だから、ミラーの角度を変えとかしてもらいたいなと、私自身が運転をしていて思います。鎌倉山のほうへ上ろうとすると、右側にちょっと膨らんでいるのですよね。膨らんでいるために、カーブミラーに映らない場所があるので、ミラーの角度を調整してもらおうと思いますけれど。

<都市整備部 森部長>

分かりました。後ほど具体的な場所を教えていただければと思います。

＜みらいふる鎌倉（親寿会） 池田会長＞

これに関連してですが、鎌倉山のロータリーからバスを降りて、下のほうへと下りていきますよね。西鎌倉山の住宅なのですけど、その下りてくるところの途中に住宅とマンションがあるのですけれど、マンションの辺りは歩道があるのですけれど、住宅のところの前はほとんど歩道がないのです。それで、そこを歩いてくるときに、結構、後ろから車が来ますから、非常に危険を感じる。ですから、あの辺の歩道がうまく設置できないかということを検討していただきたいと思います。

番 号	06 西鎌倉－6
テーマ	2行政区にまたがる情報の整理
内容詳細	日頃より、西鎌倉地区社協メンバーとして、また十区の民生委員児童委員として、微力ながら西鎌倉地域の福祉の担い手として活動をしています。様々な課題と取り組む中で、この地区の情報を市のホームページから、配布物から参考資料として見せて頂くことがあります。 生憎、西鎌倉地区は腰越行政区と深沢行政区の2行政区にまたがっているため、統計的資料等が概数で推し量ることしかできないことが多々あります。また西鎌倉地区の小学生は西鎌倉小学校に入学し、そのほとんどが手広中学に進学しますが、西鎌倉小学校は腰越地区に、手広中学校は深沢地区に入るため、児童・生徒の小学校から中学校への連続した状況がつかみにくいことも事実です。情報が、生活の実態・現状に即していないと思われれます。 また一方では、例えば、各エリアでの高齢化はどういう状況になっているか、年齢構成はどうかなど、またそれぞれの地域でのサポート機関等はどのくらいあるのか、など福祉関係の情報は、腰越表示と津表示の住居表示に問題はあるものの、きめの細かい情報が取れず、対応を苦慮すること度も度々あります。 地域をもっと丁寧に把握するため、行政区は異なりますが、一つの地区、西鎌倉地区として、統計・情報の把握等対応して頂くことはできないでしょうか。また。行政区の問題とは離れますが、例えば、住居表示でなく、自治・町内会エリアごとの統計・情報、担当包括支援センター・担当民生委員児童委員の名前など、情報が一括してつかめるようご検討いただきたく思います。
担当部課	総務部 総務課 健康福祉部 福祉総務課

議題に対する回答等

本市の統計情報は、5つの地域や町丁・字ごとに集計しているものもありますが、地区社会福祉協議会や自治・町内会については、範囲が明確に規定されていない地域があるため、市としてそれぞれのエリアごとの統計情報の掲載は行っておりません。

人口及び「鎌倉の統計」に掲載している統計情報は、具体的な地域を指定していただくことで、各所管課からより細かいデータを提供できる場合もあるため、ご希望内容に合わせて調整させていただきますので、ご相談ください。

各地区社会福祉協議会区域ごとの福祉関係の情報については、市社会福祉協議会のホームページにおいて一部情報を公開しているため、その中で、本市が保有する統計情報や、支援機関等の情報についても掲載できないか、市社会福祉協議会と調整してまいります。

添付資料

（６）２行政区にまたがる情報の整理

<松尾市長>

こちらにつきましては、学校の課題というところを事例として挙げていただいておりますけれども、基本的には柔軟に対応をしていきたいと思っておりますので、どのような形のデータが必要なのか、それをどう活用するかというところについて、調整をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 千代会長>

これ、お願いしたのは私なのですが、深沢と腰越にまたがっているということで、色々なことでどちらに入るか、あるいはどちらからも情報を取らないと駄目で、かといって、深沢全体からの情報、腰越全体からの情報を少しずつ取らなければならず、結局、おおよその話しか取れないということが多々あるのですね。回答を見ましたら、それに対応してくださるということなので、知りたい情報があれば、市役所のほうにお尋ねすれば教えていただけると理解してよろしいでしょうか。

<総務部 藤林部長>

今御指摘の点につきましては、総務部総務課に統計担当というところがございますので、具体的に指定していただければと思います。鎌倉の統計は御存じだと思いますけれども、そのデータは庁内の各課が集約しておりますので、そこにも照会をかけてお答えできるような形で対応させていただこうと思いますので、必要な情報は統計担当のほうにお尋ねいただきますよう、よろしくお願いいたします。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 千代会長>

分かりました。もう少し細かく書かせていただいていたかと思いますが、それは今、出ていないというお答えではありましたが、例えば自治会単位とか、あるいは住所で切るとか、行政区だけではなくて、もう少し細かいところで情報を出していただけると分かるものもあったりするのですが、そういうことは特に今はまだ、内容によるということでしょうか。

<総務部 藤林部長>

御指摘の点については、腰越地区と深沢地区の境に限らず、ほかの地区でもやはり同じように、行政区と自治会、町内会の区割りが一致しないということもございます。また、自治町内会についても、どこからどこまでということではなくて、例えば少々字をまたいで御加入されている方もいらっしゃると思いますので、現時点で、はっきりとしたデータを備えて提示できるものはございません。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、具体的に御指摘をいただければ、お時間をいただくかもしれませんが、それを調査してお答えすることは可能だと思います。よろしくお願いいたします。

その他

＜西鎌倉地区社会福祉協議会 千代会長＞

最近、車を運転して色々なところをお訪ねするのですが、新築あるいはリフォームのときには工事の車が入っていますよね。警備の方がいてくださって、とても通りやすく安全が確保できると思っているのです。

住宅地内でも、この頃は警備の方が入ってくださっていると思いますが、例えば家を改築するときとか新築するときには、市のほうに申請するのだと思いますが、そのときに、工事のときに警備員をつけるようにという御案内はあるのでしょうか。もしまだないのであれば、警備をつけるようにということをお願いいただくと、随分と住宅地内の安全は確保されるのかなと思いました。

＜都市景観部 古賀部長＞

直接のお答えではないかもしれませんが、今おっしゃったような作業とか工事の場合は、市の許可というのはほとんどない場合が多いです。

これはほかの場所での事例ですけど、そういう工事をやる時には、自治会町内会に届け出をお願いしていて、その届出があったときに、例えば自治会の工事担当の役員の方から、交通整理員をつけてくださいというお願いをするとかで、何とか運用されているという事例を聞いたことがあります。今のところ、具体的な実効性がある対応はその事例になってしまうのかなと感じました。

一方で、道路を掘るとか造成工事が必要なものについては、市の許可が必要なケースが多々ありますので、そういう場合には、安全確保のための条件として付しております。

＜手広片岡町内会 笠嶋会長＞

町内会でも同じなのですが、年号の表示について、和暦と西暦とがもうぐちゃぐちゃになっているのですよね。うちはもう10年前から、全部和暦をやめて西暦に統一したのですが、何とか西暦に統一できないのか。というのは、今だと令和があって平成があって昭和があるでしょう。大正はさすがにないですけど、訳が分からなくなるのですよね。

できれば市役所内の事務の効率化も含めて、全ての公文書に関して、西暦に統一すれば、変換をする必要はないですよね。天皇が代わっても書式をそのまま使えるわけだから。そのようにやっていただけないか。

＜総務部 藤林部長＞

御指摘の点ですけども、確かに和暦と西暦で混在しているということで、読みづらいところもあるかと思いますが、かつては昭和、平成の初めまでは和暦、元号のみの表示でした。鎌倉市の行政文書の作成規定というのがあって、そこで年号については元号とすると決められていました。

ただ、平成の終わりに前天皇が代わられるときになって、元号が変わるというお話になったときに、それをきっかけに、やはり西暦も表記したほうが良いのではないかという議論がありました。

そこで、鎌倉市としては、どちらでも分かるようにという意味で、最初に元号を振って括弧で西暦を提示するというようにさせていただいたところです。

＜手広片岡町内会 笠嶋会長＞

実際にはなっていませんよ。だから、統一性がないのですよ、私が言っているのは。そうするのだったら、そうしたほうが良い。全部、必ずそうする。

＜総務部 藤林部長＞

行政文書の作成につきましてはそうなっておりますので、引き続き庁内でもそういった業務については統一できるようにしてまいりたいと思います。

＜手広片岡町内会 笠嶋会長＞

私は西暦のほうが良いと思います。何年たっても同じ紙が使えるから、コストダウンにつながると思います。

＜総務部 藤林部長＞

御意見として承ります。